



合併協定項目

学校教育事業

【協定内容】

① 学校教育

奨学金制度については、新市において速やかに新たな制度を設けるものとする。

なお、合併前の貸付・償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

② 学校給食

給食費などについては、当面現行のとおりとし、合併後調整するものとする。

なお、幼稚園給食や施設ごとの献立の特色は、保護者の要望を柔軟に取り入れて実施するものとする。



【実施状況】

① 学校教育

奨学金については、平成17年10月に3つの貸付金規則を制定し実施しています。

② 学校給食

給食費を徴収するための規則を平成17年4月に制定して旧町から引き継いだ内容を基に実施しています。

また、平成19年4月からは市内小・中学校の給食単価および給食提供日数を統一しています。

幼稚園への給食の提供については、市内16幼稚園中6幼稚園で提供していますが、給食センターで調理できる給食数にも限度がありますので、拡大については現在も検討中です。

また、献立については、給食センターごとの栄養士が児童・生徒からのリクエストやアンケートなども取り入れて決定しています。

合併協定項目

コミュニティ施策

【協定内容】

① 自治組織育成・活動に対する助成

コミュニティ活動の充実強化を図るため、合併後速やかに新たな統一した支援制度を設けるものとする。

② 地域活動・地域づくりに対する助成

活動に対する支援を重点施策として推進できるよう、合併後速やかに新たな制度を設けるものとする。

③ 集会施設

①集会施設の運営に対する助成（負担）については、合併後3年以内に調整する。

②集会施設建設に係る財政支援については、合併後速やかに新たな制度を設けるものとする。

【実施状況】

① 自治組織育成・活動に対する助成

自治組織の育成や活動に対する助成制度については、旧町での制度が異なっており、なお検討しています。

② 地域活動・地域づくりに対する助成

新たな補助金交付要綱を平成17年4月に制定し、実施しています。また、平成19年2月からは協働のまちづくりを視点とした補助金交付要綱も制定し、実施しています。

③ 集会施設

①集会施設の運営助成については、平成17年度から平成19年度までの間に限り実施しています。

②集会施設の建設補助については、平成18年5月から実施しています。

合併協定項目

社会教育事業

【協定内容】

◆行事・事業関係

社会教育事業、社会体育事業および各種行事については、当分の間現行のとおりとし、効果的な運営が行われるよう、新市において調整するものとする。

【実施状況】

◆行事・事業関係

社会教育事業、社会体育事業および各種行事については、市としての基準を設けて統一するよう調整しています。

編集：企画部行政改革推進課

TEL 0220 (22) 2157

FAX 0220 (22) 9164

✉ gyoseikaikaku@city.tome.miyagi.jp

広報とめ平成20年3月21日号別冊